

新型コロナウイルス感染症に伴う新たな支援策を創設いたしましたのでご活用ください。



1 市内事業者への支援金



国や大阪府の給付金の対象にならず、売上減少率30%以上50%未満の事業者に対して**10万円を給付**します

対象者

- ①令和2年4月または5月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少しており、かつその売上減少額が10万円以上である市内事業者
- ②令和2年4月または5月の売上が前年同月比で30%以上減少している宿泊業者

支援額

市内事業者 1事業者につき10万円
宿泊業者 1室あたり5,000円(1施設あたり上限100万円)

申請期間

令和2年6月1日から令和2年7月10日まで(当日消印有効)

申請方法

原則郵送

問い合わせ先

和泉市事業者支援金センター

☎0725-51-7898

その他要件あり。詳しくはWebにて募集要領をご確認ください。



持続化給付金(国) 売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方への給付

給付額 中小法人等 上限200万円・個人事業者等 上限100万円

申請期間 令和3年1月15日まで

申請方法 WEB

問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

和泉市内に申請サポート会場がありますのでぜひご活用ください。
場所:和泉市のぞみ野3-1-32(コンビニエンスストア跡地)【予約制】
申請サポート会場電話予約窓口 ☎0570-077-866



■府給付金問い合わせ先 休業要請支援金 ☎06-6210-9525 休業要請外支援金 ☎0570-200-308

詳しくはこちらから

QRコード

QRコード